

雜 錄

家庭教育に關する講習 會並研究協議會

七六

本會の幼稚園談話會

既報の通り五月二十四日午後一時半より幼稚園
遊戲室に開催。主幹堀七藏氏は先般來園内に飼育
の龜の子を持ち出されて「龜の子の觀察」につき
話された。「觀察」なるものゝいろ／＼誤り行はれ
る折柄、例を龜の子にかり、幼稚園の觀察の如何
にあるべきかを如實に、丁寧に、示された。續い
て、倉橋惣三氏の「人形芝居の話」あり——その
大要は別記のとほり——。最後に人形芝居の實演
「天狗退治」「猿蟹合戦」「お菓子の家」は大いに一
同をよろこばせた。この日土曜日にも關はず、
東京府下、神奈川、千葉方面からも來會者あり、
二百名近く遊戲室に満ちる盛會であつた。

文部省主催の下に六月四日から十日まで神田一
つ橋帝國教育會館で開かれた。

講師及科目

訓 示 文 部 大 臣 田 中 隆 三

一、社會教育と家庭教育

文部省社會教育局長 關屋 龍吉

成人教育課長 小尾 範治

二 東西に於ける家庭生活

法學博士、農學博士 新渡戸稻造

三、家庭教育總説 東京女子高等師範 倉橋 惣三
學 校 教 授

(イ) 家庭教育の本義

(ロ) 兒童生活一般

(ハ) 母の教育

四、家庭教育の實際的諸問題

(一) 養 護 醫學博士 竹内 薫兵

(二) 青少年生活指導 東京帝國大 青木誠四郎
學助教

(三) 繪本讀物 東京市立 今澤 慈海
日比谷圖書館頭

(四) 玩 具 東洋大學教授 關 寛之

(五) 童 話 浦和高等學校教授 松村 武雄
文學博士

(六) 不良化に就て 武藏野學院長 菊池 俊諦

(七) 實 演(數種)

九日は特に會員の研究協議會に當てられたが、會員は各府縣の教育課、社會關係、學校關係者、民間の實際家、みなく實際指導の地位にある人々の集りとして、實のゑる討議が行はれ、家庭教育の振興具體案として別記の十項が決定された。その研究協議題

一、家庭教育振興ニ關スル具體的方案如何

二、家庭教育ノ醇化向上ヲ傷フベキ事象ニ對シテ取ルベキ方法如何

三、時代ノ趨勢ニ鑑ミ我が國、家庭教育上殊ニ留意スベキ點ヲ承リタシ

四、家庭教育振興ニ關スル實行方法ニ就テノ意見
五、文部省ノ主催トシテ家庭教育ニ關スル短期講習會ヲ地方ニ於テモ開催セラレタシ

六、本會ノ講演趣旨ヲ徹底スルニハ如何ナル具體的方法ニヨル可キカ各位ノ御高説ヲ承リタシ

七、母ノ教育ヲ向上セシムル爲メニ文部省ニ於テ各團體ニ出張スベキ講師團ヲ組織セラレタシ

八、母性教育並母性養護ノタメトルベキ方策如何
九、中流以下ノ家庭主婦指導ノ良策ヲ承リタシ

一〇、農村婦人ノ指導ノ要領ニ就キテ

十一、母ノ立場ヨリ現代教育制度ノ改革ヲ急望ス

十二、家庭ノ延長ト見ルベキ社會淨化ノ爲全國ニ系統的婦人會ノ設置ヲ促進セラレタシ

十三、確固タル信念ノ養成ニ關スル具體的事項

十四、宗教々育ヲ如何ニ指導スベキカ

十五、情操教育ヲ現實ニ效果ヲ擧ゲタ實例ヲ全國的ニ拜聽イタシ度シ

十六、性教育ヲ如何ニスベキカ

時期、方法、程度等ニ付承ハリタシ

十七、性教育ヲ如何ニ指導スベキカ

十八、經濟的自覺ヲ促スタメニ文部省ニ於テ全國的職業講習會ノ開催ヲ希望ス

決議された具體案

家庭教育ハ國民生活ノ根本ニシテ其ノ振興ハ國利民福ノ源泉タリ
之ガ改善ヲ要スベキ事項固ヨリ多クアルベシト雖左記事項ノ施設
活動ハ現下ノ急務ナリト認ム

一、一般成人、特ニ母ニ對シ家庭教育ニ關スル事項ノ修養方法
ヲ講ズルコト

1 郡市町村ヲ單位トスル講習會講演會等ヲ行フコト

2 部落別等ナルベク小區域ニ依ル母ノ會、家庭懇談會、實
習演等ヲ行フコト

3 土地ノ狀況ニヨリテハ家庭ニ出張、直接指導ノ方法ヲ講
ズルコト

4 婦人會、青年團、同窓會等ヲ改善シテ一層有効ナル修養
機關ヲラシムルコト

5 女學校、補習學校等ニ於ケル學科ノ内容ヲ一層實際的ナ
ラシムルコト

6 有益ナル圖書、雜誌、新聞等ノ刊行ヲ促シ圖書館ノ普及
充實ヲ圖ルコト

7 研究會、家庭博物館、兒童教育相談所等ノ設置普及ヲ圖
ルコト

8 特ニ思想善導、學校選擇、職業指導等ニ關スル知見ノ啓
發ニ努ムルコト

二、學校以外ニ於ケル幼兒兒童ノ教養機關ノ完備ヲ期スルコト

1 兒童遊園、幼稚園、托兒所等ノ普及改善ヲ圖ルコト

2 子供會、日曜學校、見學遠足等餘暇指導ノ施設ヲ爲スコ

ト

3 畫報、雜誌、圖書等健全ナル讀物ノ選擇刊行普及(兒童
圖書館)ヲ講ズルコト

4 觀覽及聽聞施設ノ改善普及及利用ヲ講ズルコト

三、青少年ノ修養娛樂機關ノ改善ヲ講ズルコト

1 會館、圖書館等ヲ設ケ集合讀書聽講等ニ便スルコト

2 交友ニ關スル方法機關ヲ改善シ適當ナル指導ヲ爲スコト

3 運動競技等ノ施設ヲ完備シ時々登山遠足等ヲ行フコト

4 民俗ノ醇化ヲ圖リ趣味ヲ高尚ナラシムルコト

5 觀覽娛樂ノ機關ヲ改善スルコト

四、學校教員及指導者ニ對シ家庭教育ニ關スル事項ノ研究方法
ヲ講ズルコト

1 全國又ハ地方別ノ外道府縣都市等ヲ單位トスル講習、講
演研究會等ヲ行フコト

2 師範學校等ノ施設利用ヲ公開シ時々家庭教育ニ關スル特
別講演ヲ爲スコト

3 家庭又ハ兒童ニ關スル研究所、博物館ノ類ヲ各地ニ設置
スルコト

4 權威アル圖書、雜誌ノ刊行ヲ促スコト

5 全國的ノ聯合機關ヲ設ケ大會、博覽會等ヲ開催シ聯絡研
究ニ便スルコト

6 小學校教員ノミナラズ中等學校教員以上一般指導者等ノ
活動ヲ促スコト

五、家庭ト學校トノ聯絡ヲ一層完全ナラシムルコト

1 父兄保證人ノ學校參觀ヲ促シ聯絡ヲ有効ナラシムルコト

2 教員ノ家庭訪問ヲ一層適切有効ナラシムルコト

3 懇話會、家庭會、通信誌等ノ改善ヲ期スルコト

六、兒童保護事業ノ改善振興ヲ圖ルコト

1 社會一般ニ對シ兒童愛護思想ノ喚起ヲ促スコト

2 托兒所ノ改善普及ヲ促進スルコト

3 貧困兒童ノ就學獎勵施設ヲ一層徹底セシムルコト

七、家庭教育改善ニ關スル一般ノ風潮ヲ向上セシムルコト

1 敬神崇祖ノ風ヲ振作シ信念ノ養成ニ努ムルコト

2 善良ナル家風ヲ樹立シ家庭尊重ノ實ヲ舉グルコト

3 印刷物配付、講演開催等ニ依リ家庭教育改善ノ必要ヲ自覺セシムルコト

4 言論機關ト聯繫シテ一般ノ注意ヲ喚起スルコト

八、家庭教育振興上障害トナルベキ事象ノ除去ニ努ムルコト

1 讀物(書籍繪畫雜誌通信讀物等)ニ關シテハ細心ナル注意

ノ下ニ調査シ之ヲ厳選スルコト

2 活動寫眞、ラヂオ、レコード、廣告宣傳等ノ中教育上有

害ト認ムルモノハ之ヲ排除スルコト

3 新聞、雜誌、圖書等ノ内容ニ於テ家庭教育上面白カラザ

ル事項ハ之ガ發表ニツキ一層考慮ヲ促スコト

4 社會各方面ニテ風儀上家庭教育ヲ害スルカ如キ事項ノ絶

滅ヲ期スルコト

九、道府縣及市町村ハ家庭教育改善ニ關スル施設ヲ講シ又適切

ナル施設ニ對シ相當ノ助成ヲ爲スコト

一〇、文部省ハ家庭教育ノ改善振興ニ關スル訓令ヲ發シ之ガ施

設ノ普及ヲ勸奨スルコト

尙此際先以テ地方廳ニ通牒ヲ發シ今回ノ講習受講者ヲ利用シ

テ一般ニ家庭教育改善ニ關スル機運ノ促進ヲ圖ルコト

